

③ 資産と一体をなす周辺環境の範囲及び保全措置の概要

1) 資産と一体をなす周辺環境の範囲設定の考え方

埼玉古墳群は広範囲に分布しており、資産の周囲には水田等の生産地域と集落等の生活地域がモザイク状に入り組んでいる。そのため、住民の十分な理解と協力のもとに、資産の完全性を保持する上で十分な範囲を、資産と一体をなす周辺環境の保全範囲として設定する。

2) 資産と一体をなす周辺環境の保全措置の基本方針

資産の保存管理を適切に進めるため、構成資産のみならず周辺の集落や農耕地等から成る周辺地域を視野に入れた包括的な保全活動を実施する。

3) 資産と一体をなす周辺環境の保全措置の概要

- ア 資産は大型古墳群であり、政治的・宗教的なモニュメントとしての性格を有するため、周囲からの可視性・眺望性が求められる。従って、墳丘上からの眺望景観の整備や古墳群を望む遠景の景観整備などの遺構のみならず周囲を含めた一体的な景観の保全が必要である。周辺環境については、資産の性格と個々の地域性の調和を図るとともに、明確な範囲を決定し、保全措置を実施する。
- イ 構成資産には、公園法に基づく公園の指定区域に含まれ、構成資産と一体となった保全が図られているものもあるが、保全措置が十分でない地域については、市の景観計画を基に、自然と歴史を生かしたまちづくりの景観保護条例を策定し、構成資産の保護と共に周辺環境の保全を推進する。
- ウ 景観保護条例による保全のほか、構成資産を含む指定地内のみならず周辺環境における開発等に関しては、市政に対する諮問機関等による勧告制度を設けるなど、複数次にわたる規制管理システムを構築し、変更行為が景観に影響を与えることのないように努める。
- エ 構成資産の保存に係る周辺環境保全の重要性について、住民の認識を得ることを目的に、埼玉古墳群の普遍的価値を理解するための学習機会の提供など啓発活動を積極的に実施する。